

認可外保育施設を開設されている方へ

児童福祉法施行規則の一部が改正され、認可外保育施設の手続きに変更がありますので、お知らせします。

* 詳細は、平成 31 年 4 月 5 日付子発 0405 第 2 号 厚生労働省子ども家庭局長通知をご覧ください。

事業所内保育施設の届出対象化

- すべての事業所内保育が届出対象となりましたので、裏面に記載の担当課への届出（様式有）をお願いします。
- 令和元年 7 月 1 日時点で設置をしている施設は、9 月 30 日までに届出をしてください（通常の開設の場合は、事業の開始の日から 1 月以内に届出）。
- 児童福祉法施行規則の改正の施行日は 7 月 1 日ですが、施行前でも届出ができますので、順次、提出してください。

掲示事項の追加

- 認可外保育施設の設置者は、サービスの内容や利用料等について掲示することが義務付けられています。
- 下記の掲示事項のうち、太字部分が追加されましたので、利用料等に変更がある場合は、掲示するとともに、保護者に対して、変更の内容及びその理由について通知及び直接の説明をお願いします。（平成 31 年 4 月 1 日施行）
- 掲示の対象となるサービス内容や利用料等の変更は、平成 31 年 4 月 1 日以降の変更です。
- 掲示事項〈児童福祉法第 59 条の 2 の 2 及び規則第 49 条の 5〉
 - 一 施設の名称及び所在地
 - 二 事業を開始した年月日
 - 三 開所している時間
 - 四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
**並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの
内容及びその理由**
 - 五 入所定員
 - 六 保育士その他の職員の配置数又はその予定
 - 七 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - 八 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - 九 緊急時等における対応方法
 - 十 非常災害対策
 - 十一 虐待の防止のための措置に関する事項

○担当課及び問い合わせ先

施設の所在地によって異なりますので、下表を参照してください。

施設の所在地	担当課及び問い合わせ先
大東市、四條畷市、交野市	大阪府 福祉部 子ども室 子育て支援課 認定こども園・保育グループ /06-6944-6678 (ダイヤルイン)
大阪市	保育企画課/06-6208-8181 (代)
堺市	幼保推進課/072-233-1101 (代)
高槻市	保育幼稚園総務課/072-674-7111 (代)
東大阪市	施設指導課/06-4309-3000 (代)
豊中市	こども政策課/06-6858-5050 (代)
枚方市	子育て事業課/072-841-1221 (代)
池田市	広域幼児育成課 (子ども未来創造局幼児教育保育室) /072-724-6737
箕面市	
豊能町	
能勢町	
吹田市	福祉指導監査室/06-6155-8719 (直通)
茨木市	保育幼稚園総務課/072-655-2753 (直通)
摂津市	こども教育課/06-6383-1111 (代)
島本町	教育委員会事務局教育こども部子育て支援課/ 075-962-7461
守口市	こども政策課/06-6992-1221 (代)
寝屋川市	保育課/072-812-2552
門真市	こども政策課/06-6902-1231 (代)
八尾市	福祉指導監査課/072-991-3881 (代)
柏原市	福祉指導監査課/072-972-1501 (代)
松原市	福祉指導課/072-334-1550 (代)
富田林市	広域福祉課/0721-20-1199
河内長野市	
大阪狭山市	
太子町	
河南町	
千早赤阪村	
羽曳野市	こども未来室こども課/072-958-1111 (代)
藤井寺市	法人指導課/072-939-1111 (代)
岸和田市	広域事業者指導課/ 072-493-6131
泉大津市	
貝塚市	
和泉市	
高石市	
忠岡町	
泉佐野市	
泉南市	
阪南市	
熊取町	
田尻町	
岬町	